

登録日本語教員に係る経過措置の
検討のための民間試験公募要領

令和5年6月

文化庁国語課

目次

【はじめに】	2
I 登録日本語教員の概要等	2
II 民間試験の選定基準等	3
III 民間試験の申請に必要な手続き	5
1. 受付（期間）	5
2. 申請の提出先	5
3. 申請に必要な書類	5
4. 提出書類の留意点	5
参照条文等	7
○.日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（抄）	7
○.....「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（令和5年1月25日）（抄）	7
別添：申請書様式	1

【本公募要領に関するお問い合わせ先】

文化庁国語課日本語教育推進室

電 話：03-5253-4111（内線 3158）

E-mail：nihongo@mext.go.jp

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

【はじめに】

本公募要領は、登録日本語教員の登録に係る現職の日本語教員の経過措置を検討するに当たり、現職の日本語教員が受験する民間試験を選定するため、必要な手続き等についてお知らせするものです。

I 登録日本語教員の概要等

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号。以下「法」という。）に基づき、令和6年4月1日より、日本語教育機関の認定制度と、認定された機関で日本語教育課程を担当する登録日本語教員の制度が始まる予定です。
- 登録日本語教員の登録を受けるためには、日本語教員試験に合格し、実践研修を修了する必要があることとされています。（法第17条第1項）。
- これに関し、文化庁が令和4年度に開催した有識者会議の報告書（「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（令和5年1月25日））では、「現職日本語教師のうち必須の教育内容との適合性を有する試験合格者に対する経過措置」を検討することとされています。
- このため、文化庁では、上記有識者会議の報告書で示された方針を踏まえ、経過措置の対象となり得る民間試験を公募し、法の実施に必要な細目等を定める文部科学省令等を審議会等で検討する中で、民間試験を選定し、当該民間試験の合格者を対象とした経過措置について検討することとしています。
- なお、法に基づく日本語教員試験や養成課程の具体的内容や要件等については、今後審議会での議論を経て上記文部科学省令等で定める予定であり、経過措置の対象者に求められる知識・技能等はその内容を踏まえる必要があることから、検討の結果、本要領に基づいて申請された民間試験の合格者の全部又は一部に対して経過措置が設けられない可能性があることに留意してください。

Ⅱ 民間試験の選定基準等

○本要領に基づき申請のあった民間試験は、有識者の協力を得て文化庁国語課において選定し、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会に設置された登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループに報告し、その合格者に対する経過措置を検討します。

○公募の対象となる民間試験の実施者は、法28条第1項の指定試験機関に準じ、次の欠格要件のいずれにも該当しない者とします。

〔欠格要件〕

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人以外の者
- (2) その役員のうちに、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者があるもの

○民間試験の選定は、以下の選定基準について確認できる情報を基に実施することとします。

〔選定基準〕

- (1) 日本語教育機関で日本語教育を担当し、又は担当することを希望する者を主な対象に、日本語教育を行う能力を測ることを目的としたものであること。
- (2) 申請時点において、過去5年以上にわたり毎年1回以上試験を実施してきたこと。
- (3) これまで実施した試験の全部又は一部の内容が次に掲げる条件のいずれにも適合すること。
 - ① 各回の出題範囲が、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（平成31年3月4日文化審議会国語分科会）に示された「必須の教育内容」50項目を概ね網羅していること（少なくとも「日本語教育のための教員養成について」（平成12年3月30日日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議）で示された16下位区分を網羅していること）。
 - ② 各回の問題において「必須の教育内容」50項目（少なくとも16下位区分）がバランス良く出題されていること。
 - ③ 各回の問題の出題内容がほぼ全て「必須の教育内容」50項目のいずれかに該当すること。
- (4) これまで実施した試験の全部又は一部の実施にあたり、信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

- ① 試験業務の管理を行う専任の部門を置いていること。
- ② 試験に関する不正行為を防止するための措置を講じていること。
- ③ 試験における評価基準や合格基準の策定等において、客観的な評価ができるよう必要な措置を講じていること。
- ④ 情報管理を適切に実施していること。
- ⑤ 終了した試験の問題又は問題のサンプルを公表していること。

○上記（３）（４）の基準は、対象となる民間試験がこれまで実施した各回の試験及び今後令和５年度内に実施を予定する試験について確認し、同一の民間試験の中でも回ごとに選定基準に関する状況を精査し、選定することとします。

Ⅲ 民間試験の申請に必要な手続き

1. 受付（期間）

申請の受付期間は、令和5年6月28日から7月13日までとします。

2. 申請の提出先

文化庁国語課日本語教育推進室

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

（電話：03-5253-4111（内線 3158））

E-mail：nihongo@mext.go.jp

3. 申請に必要な書類

申請に当たっては、本要領別添の申請書に次の書類を添付して提出することが必要です。

〔申請書添付書類〕

- （1）定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- （2）役員の氏名及び略歴を記載した書類
- （3）試験の実施者がⅡの〔欠格要件〕のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面
- （4）試験が、Ⅱの〔選定基準〕の（1）の目的で実施されることを証する書類
- （5）試験の過去の実施実績を示す書類
- （6）各回の試験の出題範囲を示す書類
- （7）各回の試験の出題範囲がⅡの〔選定基準〕の（3）①に該当することを示す書類
- （8）各回の試験の問題がⅡの〔選定基準〕の（3）②③に該当することを示す書類
- （9）（8）を証するための問題のサンプル
- （10）各回の試験の実施がⅡの〔選定基準〕の（4）の全てに該当することを証する書類

4. 提出書類の留意点

- ・ 申請書及び添付書類は、正本1通及び副本6通に加えて、当該申請書及び添付書類の電子媒体を郵送及び電子メール等で提出してください。
- ・ 申請書には、上記「3. 申請に必要な書類」に掲げる申請書添付書類を、それらの書類の一覧表と共に添えてください。また、担当者の連絡先（氏名、役職、電話番号、メールアドレス）が分かるようにした上で提出してください。

- ・ 上記「3. 申請に必要な書類」の（3）の書類については、役員が欠格要件のいずれにも該当しない旨の誓約書を添付してください。
- ・ 法人の名称及び住所については登記事項証明書と記載を一致させてください。

参照条文等

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（抄）

（認定日本語教育機関の教員）

第七条 認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する教員は、第十七条第一項の登録を受けた者でなければならない

（登録）

第十七条 日本語教員試験（日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う試験をいう。以下この章において同じ。）に合格し、かつ、実践研修（認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修をいう。以下この章において同じ。）を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。

2～5 （略）

○「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（令和5年1月25日）（抄）

（4）日本語教員の登録に関する経過措置

- 令和3年協力者会議報告において、公認日本語教師の資格は、日本語教師の資格制度を整えることにより、優れた日本語教師を養成・確保して、我が国の日本語教育の質を向上させることを目的に創設されることを踏まえ、「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号の教員要件を満たす現職日本語教師等が公認日本語教師の資格取得を希望する場合、原則として筆記試験合格及び教育実習履修・修了の要件を満たした上で資格を取得することとするとされた。
- 日本語教師の資格取得から登録に当たっては、これまでの日本語教師の養成の教育内容、既存の民間試験の出題範囲や受験者及び合格者の状況、現職日本語教師の実務経験年数等の状況、養成、日本語教師の勤務形態に加え、コロナ禍における2年半にわたる留学生の入国制限の中で日本語教師の確保が困難な状況となっている現状・経緯などを踏まえた検討を行う。制度開始時の日本語教師の質的・量的な確保に配慮しつつ、一定の要件を満たす現職日本語教師等について、円滑に登録日本語教員としての登録を受けられるよう、また、日本語教師の学び直しの観点もあわせて、筆記試験や教育実習の免除を含めた経過措置を設ける。
- コロナ禍の影響による現職日本語教師の離職や、現職日本語教師のうち、非常勤講師の割合が半数以上を占める状況、また、40～60代の日本語教師が多くを占めており、日本語学校の中核を担っている状況等を踏まえ、今後、登録日本語教員の質的・量的な確保を図る観点から、経過措置における筆記試験の実施回数などを踏まえた配慮など慎重な検討を行う必要があり、経過措置期間は最低5年程度を想定し対応することを検討する。
- 経過措置期間において、筆記試験は年間1回以上として段階的に回数・会場などを増やすことや、一定の質が確保された民間試験合格者には、近年の状況変化を踏まえ習得が必要と考えられる内容が盛り込まれた講習の受講を求め、受講内容が身に付いたことを確認するための修了試験を実施する等、具体的な方策について、引き続き、有識者などによる検

討を行う。

- 具体的には、次のような要件を満たす場合には、登録に当たっての経過措置期間は、それぞれに示すとおり筆記試験や教育実習を免除することを検討する。

(現職日本語教師のうち必須の教育内容との適合性を有する試験合格者に対する経過措置)

- ・ 質が担保された日本語教育機関で勤務する一定の実務経験を有する現職日本語教師のうち、前述の「必須の教育内容」50 項目との適合性を有する大学・大学院・短期大学、文化庁届出受理日本語教師養成機関(420 単位時間)等日本語教師養成課程・研修等を修了した者については、教育実習の免除が可能となるような措置を講じるとともに、平成 12 年報告及び平成 31 年審議会報告以降に新たに加えられた教育内容や、近年の状況変化を踏まえ、内容に変更があった教育内容等、新たに習得が必要と考えられる知識について、講習を受け修了することで、筆記試験を免除するなどの在り方を検討する。
- ・ 日本語教育能力に関する民間試験のうち、その筆記試験の出題範囲と、平成 12 年報告及び平成 31 年審議会報告で示された基礎的な知識及び技能としての「必須の教育内容」50 項目との適合性や、当該民間試験実施からの経過期間等を勘案し、当該試験の合格をもって新たな試験で確認する基礎的な知識及び技能と同等の能力を身に付けていると判断され、質が担保された日本語教育機関で勤務する現職日本語教師については、平成 12 年報告及び平成 31 年審議会報告以降に新たに加えられた教育内容や、近年の状況変化を踏まえ、内容に変更があった教育内容等、新たに習得が必要と考えられる知識について、講習を受け修了することで、筆記試験を代替するものとして検討する。
- ・ その場合、有識者により、当該民間試験と、平成 12 年報告及び平成 31 年審議会報告で提示された教育内容やそれ以前の状況などを踏まえた分析・評価を行うとともに、それらを踏まえた講習の範囲や、講習を通した内容の習得状況を確認するための講習修了認定を行う試験方法などについて有識者の意見を踏まえ検討を行う。
- ・ 講習内容については、現職教師の経験なども生かしつつ、新たな知識・技能が習得されるよう配慮する。そのため、民間試験との対応関係を検討した上で、必要な教育内容や、前述のDルートのように、近年の状況変化を踏まえて最新の動向の把握が求められる「在留外国人施策」「日本語教育プログラムの理解と実践」「コースデザイン」「教材分析・作成・開発」「評価法」「目的・対象別日本語教育法」などの内容等については一定の講習を受講することも検討する。(別紙8：Eルート)
- ・ 試験会場・回数増などの環境整備が十分でない段階においては、現職日本語教師の厳しい勤務状況や、海外で勤務している日本語教師、コロナ禍でやむを得ず離職し異なる職業に就いている日本語教師で復職を希望する者に対して、試験を受ける機会を確保する公平性・公正性の観点から、オンラインによる講習及び講習修了認定試験の在り方も含め検討する。(別紙8：D、Eルート)
- ・ 講習の内容や、一部オンライン等も含めた方法、修了要件となる評価等については、平成

12 年報告及び平成 31 年審議会報告で提示された教育内容を踏まえ、今後、有識者の意見も踏まえながら、更に検討を行う。

登録日本語教員の経過措置検討に係る民間試験の選定申請書

年 月 日

文化庁国語課長 殿

申請者 法人の名称及び代表者の氏名

登録日本語教員の経過措置の検討に係る民間試験の選定を受けたいので申請します。

法人の名称		
代表者の氏名		
住所		郵便番号 () 都道 府県 電話番号 ()
事業所	名称	
	所在地	郵便番号 () 都道 府県 電話番号 ()

注意

- 1 「事業所」欄には、業務を行う事業所の名称及び所在地を記入すること。業務を行う事業所が複数ある場合には、全て記載すること。
- 2 この用紙は、A4のつづり込式とすること。